

## 社会福祉法人みのり学園 役員報酬規程並びに費用弁償に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みのり学園（以下「この法人」という。）の定款第八条及び第二十一条の規定に基づき、理事、監事及び評議員、評議員選任・解任委員（以下「役員等」）の報酬・退職手当・費用弁償などについて定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

(1) 常勤の役員等 予算理事会において毎年勤務状況に応じ決定する。

(1) 非常勤の役員等 会議への出席 1回 10,315円

その他、法人業務及び施設業務のための出勤 1日 10,315円

2 退職慰労金については、非常勤の役員等については支給せず、月額報酬の支給を受けているものに対し、支給する。また、死亡により退任した者についてはその遺族に支払うことができるものとする。ただし、解任の場合には支給しない。金額の算定は以下のとおりとする。

最終報酬年額を12で割った額（千円未満四捨五入）×在任年数（一か月未満は一ヶ月に切り上げ、端数月数は12で割った年数とする）における国家公務員退職手当制度に準拠した支給乗率

3 役員等の費用については、役員報酬ではまかなえないものに対し弁償することができる。

### (報酬等の支給方法)

第3条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 月額報酬 月末締め翌月10日支払

(2) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1ヶ月以内

2 非常勤の役員等に対する報酬は、理事会、評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

3 報酬等は、現金により本人に（死亡により退任した者の退職慰労金にあつては、その遺族に）支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(端数の処理)

第4条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、四捨五入により処理を行う。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。